

真鶴町自殺対策計画

概要版

1 計画の基本理念

国においては、2006年（平成18年）に自殺対策基本法を制定し、2007年（平成19年）には自殺対策の指針を定めた自殺総合対策大綱を策定して、自殺対策を推進してきましたが、人口10万人あたりの自殺者数を示す自殺死亡率は先進7か国で最も高い状況にあります。2016年（平成28年）に自殺対策基本法を改正し、2017年（平成29年）には自殺総合対策大綱が見直され、国・県・市町村が連携して自殺対策を推進することが求められています。

国の自殺総合対策大綱においては、「いのち支える自殺対策」を理念とし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指しています。

真鶴町においては、自殺者数は少ない状況にありますが、一人も自殺に追い込まれることのない社会を実現することが必要です。

以上のような考えから、真鶴町における自殺対策計画の基本理念を以下のものとして、自殺対策を推進していきます。

「誰も自殺に追い込まれることのない真鶴町の実現」

2 自殺者数の現状

(1) 自殺者数（住所地）

	2010年 平成22年	2011年 平成23年	2012年 平成24年	2013年 平成25年	2014年 平成26年	2015年 平成27年	2016年 平成28年	2017年 平成29年
男性	3	3	2	0	1	1	0	0
女性	0	1	1	1	0	1	1	1
合計	3	4	3	1	1	2	1	1

資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

(2) 自殺者数（発見地）

	2010年 平成22年	2011年 平成23年	2012年 平成24年	2013年 平成25年	2014年 平成26年	2015年 平成27年	2016年 平成28年	2017年 平成29年
男性	2	4	3	4	3	2	1	1
女性	0	1	0	1	0	1	1	1
合計	2	5	3	5	3	3	2	2

資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

3 計画の数値目標

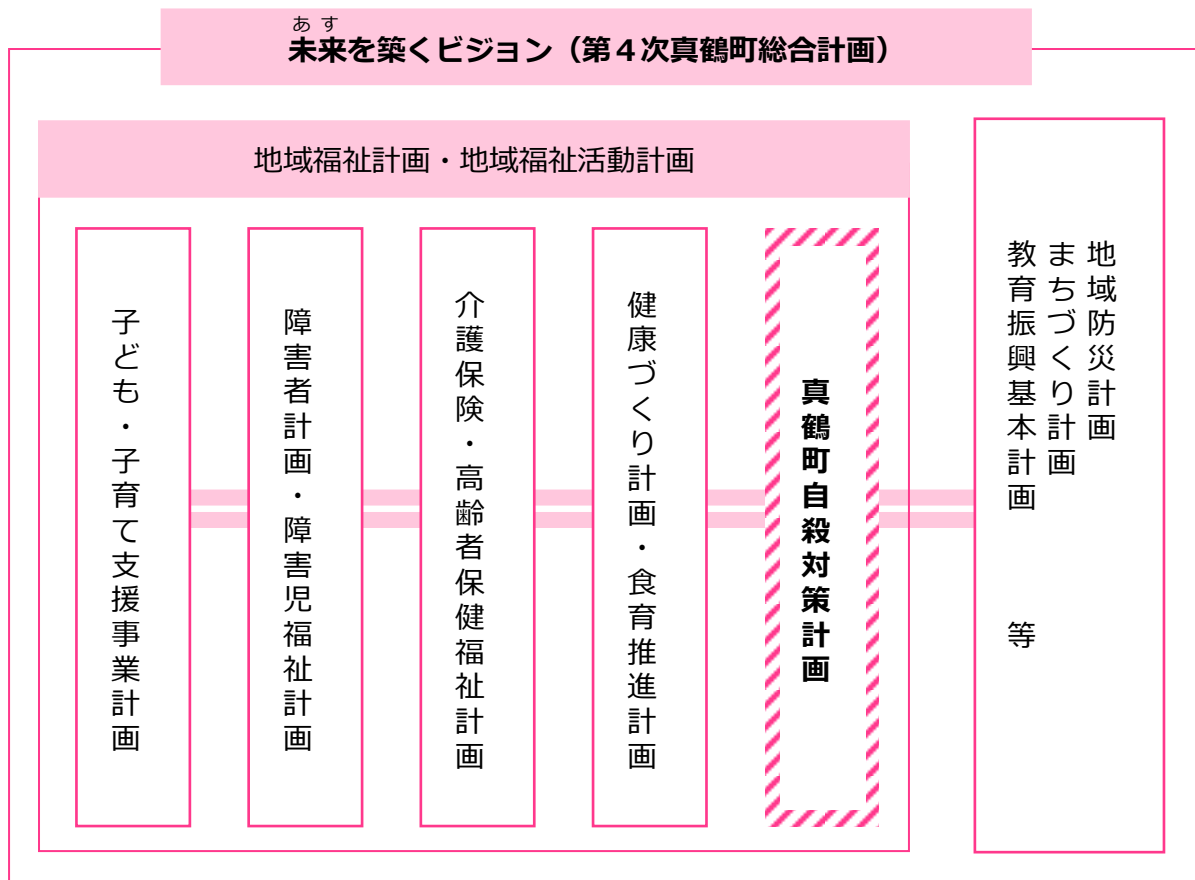
基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのない真鶴町の実現」を目指すうえで数値目標を設定し、自殺対策に関する施策の効果を検証していく必要があります。

真鶴町においては、自殺者数が少ない状況にあるため、自殺者数0人を目標に設定し、自殺対策を推進していきます。

**2019年（平成31年）から2023年（平成35年）までの
5年間の自殺者数を0人にします**

4 計画の位置づけ

自殺対策を推進していくためには、全庁的な連携が必要不可欠です。第4次真鶴町総合計画を上位計画とし、各種個別・分野別計画と連携を図りながら推進していきます。



1. 基本施策

(1) 町内におけるネットワークの強化

- ①地域におけるネットワークの強化
- ②庁内におけるネットワークの強化

(2) 自殺対策を支える人材の育成

- ①様々な職種を対象とする研修
- ②一般町民を対象とする研修
- ③学校教育・社会教育に関わる人への研修

(3) 町民への周知と啓発

- ①リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用
- ②町民向け講演会の開催

(4) 生きることの促進要因への支援

- ①居場所づくり
- ②自殺未遂者への支援
- ③遺された人への支援

(5) いのちの教育の推進

- ①人権教育の実施
- ②いじめ防止等の取組みの実施

(6) 児童生徒の
SOSの出し方に関する教育

- ①SOSの出し方に関する教育等の実施
- ②SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

2. 重点施策

(1) 高齢者

- ①包括的な支援のための連携の推進
- ②地域における要介護者に対する支援
- ③高齢者の健康不安に対する支援
- ④社会参加の強化と孤独・孤立の予防

(2) 生活困窮者

- ①相談支援・人材育成の推進
- ②生活支援・自立支援の推進

(3) 勤務・経営

- ①職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ②過労自殺を含む過労死等の防止・長時間労働の是正について
- ③ハラスメント対策
- ④経営者に対する相談事業等の実施

3. 生きる支援関連施策

- ①自殺を未然に防ぐ取組みの実施
- ②早期に自殺リスクを把握する取組みの実施
- ③若者に対する支援の充実
- ④児童生徒に対する支援の充実

6 計画の期間

自殺総合対策大綱がおおむね5年を目途に見直すとされていることを踏まえ、本計画の期間は、2019年度（平成31年度）から2023年度（平成35年度）までの5年間とします。

なお、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱の改正、その他社会情勢の変化等が生じた場合は、適宜必要な見直しを行うこととします。

	2019年度 平成31年度	2020年度 平成32年度	2021年度 平成33年度	2022年度 平成34年度	2023年度 平成35年度	2024年度 平成36年度
本計画						
次期計画					見直し	

7 自殺対策を推進する体制

(1) 庁内の連携

本計画の基本理念の実現に向け、庁内関係各課で自殺対策についての情報や認識を共有し、課を横断した連携体制を構築して、真鶴町の実情に応じた施策を推進します。

(2) 関係機関等との連携

本計画の基本理念の実現に向け、社会福祉協議会や保健所等、様々な主体との連携体制を構築して、それぞれの特性に応じた施策を推進します。また、町民や地域との連携を図り、自殺対策への関心と理解の促進を支援します。

8 計画の評価・検証

計画の評価・検証にあたっては、P D C Aサイクルを確立して施策の進捗状況を評価、検証、改善し、効率的・効果的な計画の推進を図ります。

■ お問い合わせ先 ■

真鶴町 健康福祉課

〒259-0202 神奈川県足柄下郡真鶴町岩244-1

TEL : 0465-68-1131 FAX : 0465-68-5119

mail : ken_hoken@town.manazuru.kanagawa.jp